

磯子区事業評価委員会実施要綱

平成 17 年 10 月 31 日 磯子区長決裁

最近改正 平成 25 年 7 月 1 日 磯政第 187 号（区長決裁）

（目的及び設置）

第 1 条 磯子区が行う政策、事業及びサービス等について、区民及び有識者の視点から評価・検証を実施し、効率的で質の高い区政運営を推進することを目的として、磯子区事業評価委員会（以下、「委員会」という。）を実施する。

（委員）

第 2 条 委員は、区政の改善について理解・意欲のある者の中から、10 名以内を区長が依頼する。

2 委員の任期は 1 年以内とし、再任を妨げない。

3 任期途中で委員が退任した場合は、新たな委員を補充することができるものとし、その場合の委員の任期は、前任者の残任期期間とする。

（運営）

第 3 条 委員会は円滑な進行のため、座長を 1 名選任することができる。また、必要に応じて副座長 1 名を選任する。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選任する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（所管事項）

第 4 条 区長は、次の事項について委員に助言を求める。

(1) 区が実施している自主企画事業に関する事項

(2) 行政サービス及び区政運営に関する事項

(3) その他区長が必要と認める事項

（委員会）

第 5 条 委員会は区長が招集する。

2 区長は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見もしくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 6 条 委員会の事務局は総務部区政推進課におき、委員会の庶務等を処理する。

（雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 31 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日より施行する。